

がいこくじん す かながわ む  
外国人にも住みやすい神奈川に向けて

がいこくせきけんみん かいぎ だい き  
外国籍県民かながわ会議（第1期）  
さいしゅうほうこく  
最終報告

2000（平成12）年10月



2000年10月20日

神奈川県知事  
岡崎洋殿

外国籍県民かながわ会議  
委員長金廣照

### 外国籍県民かながわ会議（第1期）最終報告について

私たち外国籍県民かながわ会議第1期委員の14か国20名は、2年間の任期中に合計16回の会議を開き、身近な生活の問題から国の法制度にかかるまで、神奈川県に住む同じ県民として、日頃痛切に感じていることを幅広く話し合いました。

1999年10月には、それまでの1年間の協議結果を提言としてとりまとめ、中間報告として提出しました。その中で、外国籍住民が困っている住宅入居問題について提言しましたが、これに対し、県が「外国籍県民のための居住支援システム」の設置に向けて取り組みを開始したことは、私たち第1期委員にとって、たいへん喜ばしいことと誇りに思っております。

また、1999年11月に開催したオープン会議では、会場に集まっていた外国籍県民やN G O関係者の方々からいろいろな意見が提起され、その後の協議に新たな視点を取り入れることができました。

さらに、N G Oかながわ国際協力会議とは、2000年2月に合同会議を開催し、共通する課題を協議するとともに、外国人住宅問題研究会や多文化教育研究会を設置するなど、力を合わせて提言を練り上げました。

最終提言は、こうした様々なステップを踏みつつ中間報告の提言に対する県の取り組みを踏まえて、委員全員の意見の一致をみた13項目、19の提言を盛り込みました。これを、県内に住む11万6千人の外国籍県民共通の願いとしてお聞き届けいただき、県政に反映していただきますよう御尽力をお願いいたします。

もく  
目

じ  
次

ページ  
頁

1 知事への提言

(1) 提言の背景・経緯	1
(2) 提言項目一覧	2
(3) 教育文化部会からの提言	
○ 外国人学校について	4
○ 自主的な教育活動の支援について	4
○ 國際理解教室のあり方について	5
○ 就学案内の充実について	5
○ ニューカマーの子どもの教育への配慮について	6
○ 外国人の教員採用における国籍条項の撤廃について	6
○ 外国籍県民の地域参加の促進について	7
○ マスメディアの意識改善について	8
(4) 社会生活部会からの提言	
○ 居住支援システムの整備について	9
○ 出入国管理制度について	9
○ 多言語情報の充実について	10
○ 外国人労働者問題について	11
○ 医療問題について	12

2 提言以外で協議されたり提案された事項	13
3 会議活動状況	15
4 参考資料	
・ 県内外外国人登録者数及び推移	20
・ 在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について（文部省教育助成局長通知）	22
・ 國際理解教室等市町村教育委員会アンケート調査結果	24
・ 就学案内市町村教育委員会アンケート調査結果	25
・ 外国人居住支援システムに係る対策チーム設置要領	27
・ 日本語を母国語としない県民のための広報を目的とする行政情報の作成に関する配慮指針（埼玉県国際政策推進会議）	28
・ 県民意識調査及び外国人生活実態調査（三重県生活部国際課）	32
・ 外国籍住民生活実態調査結果の概要について（神奈川県県民部国際課）	35
・ 外国籍県民かながわ会議設置要綱、同運営要領	37
5 委員名簿	43



# 1 知事への提言

## (1) 提言の背景・経緯

県内の外国人登録者数は、155の国・地域11万6千人を超える、県民の73人に1人が外国人という状況になっているが、外国籍県民の意見は、なかなか行政に反映されていない。その意味で、この「外国籍県民かながわ会議」の設置は、画期的であり、これにより、私たちは、ともに考え、提案する行政参加の場を確保することが可能になった。

いざ協議を進めると、さまざまな行政分野にまたがる課題や、制度的にも文化的にも解決のむずかしい多くの問題が提起された。歴史的背景をもち、日本社会の中で困難を乗り越え、生活の基盤を築いてきたオールドカマーには、外国人学校や教員採用などといった古くて新しい問題が今なお存在する一方で、日系南米人やインドシナ難民といったニューカマーにとっては、労働や医療、子どもの教育といった日々の生活上の問題が切実となっている。

ニューカマーが直面している問題の多くは、実はオールドカマーがかつて直面し、その解決に向けたいへんな努力をしてきたことであるが、いまだにくつかの制度上の問題が残されており、また、新たな問題も発生してきている。これらについて、オールドカマーとニューカマーが相互に協力することでお互いの経験や知識を生かし、いろいろな課題を乗りこえることができるのでないか、そして多文化共生の地域社会づくりに貢献することができのではないかと考えた。

また、協議を重ねながら、提言作成に向け、調査や活動を行うなかで、さまざまな分野の人々との幅広いつながりができた。こうした経験を地域で生かし、日本人も外国人もともに考え、ともに行動するネットワークをさらに広げていくことも必要である。

こうした認識のもとに、「私たちの大きな目標である「外国人にも住みやすい神奈川に向けて」、今、どのような取り組みが必要なのかについて話し合いを進めた。具体的には、さまざまな文化や価値観をもった委員20名がかかえる問題について、ひとつひとつ解決策を検討し、異なる意見を調整した上で、委員全員の考えがまとめた13項目19の提言を、次のとおり取りまとめた。

第1期会議委員の協議は、9月9日の会議をもって終了したが、議論の整理ができなかった課題や提案のみで終わった問題がいくつか残されている。いずれも重要な問題であるため、自分たちでできることを考えながら、第2期会議の協議にも引き継いでいきたいと考えている。

## (2) 提言項目一覧

### 【教育文化部会からの提言】

- 外国人学校について  
提言1 外国人学校の卒業生に国立大学の受験資格を付与すべく国へ要請する。  
提言2 外国人学校への助成を充実させる。

- 自主的な教育活動の支援について  
提言3 外国籍児童・生徒への自主的な言語教育活動の支援を市町村教育委員会へ要請する。

- 國際理解教室のあり方について  
提言4 國際理解教室などの取り組みを拡充するとともに、使用言語を英語に限らず多言語とする。また、日本の学校と外国人学校の交流を拡大するなど、國際理解教育を多文化共生の視点から推進する。

- 就学案内の充実について  
提言5 就学案内を多言語またはルビ付きにするとともに、時期をのがさず、ひとりひとりに確実に伝わるよう市町村教育委員会に要請する。

- ニューカマーの子どもの教育への配慮について  
提言6 ニューカマーの外国籍県民に対し、子どもの教育をおろそかにしないよう関係各方面に働きかけるとともに、子どもに対しても不登校や学習の遅れを防ぐため、十分な配慮を行うよう市町村教育委員会に要請する。

- 外国人の教員採用における国籍要件の撤廃について  
提言7 外国人の教員採用において、常勤講師ではなく、教諭としての採用に途を開くため、文部省局長通知を改めるよう国へ働きかけるとともに、県教育委員会に対しても教諭として採用するよう要請する。

- 外国籍県民の地域参加の促進について  
提言8 県内のすべての公共施設について、多文化共生の視点から外国籍県民に利用しやすいよう配慮するとともに、特に国際関係施設については、外国籍県民の参画のもとに運営を行うことにより改善を図る。

- マスメディアの意識改善について  
提言9 報道機関の意識を改善し、外国人に関する報道についても、冷静で正確な報道を心がけるよう働きかける。
- 提言10 テレビ番組において、青少年の健全育成に配慮し、過激な内容をおさえようテレビ局に働きかける。

### 【社会生活部会からの提言】

- 居住支援システムの整備について  
提言11 言葉や生活習慣の違いから起るトラブルに対応するため、外国人への賃貸住宅の紹介や多言語による情報提供・苦情相談体制を整備する。  
提言12 居住支援システムの検討にあたっては、外国人に限らず、高齢者や障害者なども視野にいれた、外国人も日本人もともに生きるために施策の実現をめざす。

- 出入国管理制度について  
提言13 永住資格の付与について、次の2項を早急に措置するよう国へ要望する。  
(1) 日本国籍を有する者と一定期間婚姻関係にある外国籍県民について  
は、無条件に永住資格を付与すること  
(2) 日本において一定期間特定の分野で就労した場合には、円滑に永住資格を付与すること  
提言14 再入国許可制度の撤廃について国へ要請する。

- 多言語情報提供の充実について  
提言15 県民に提供する行政情報について、漢字にルビをふる、難しい漢字の使用を避けるなどの内部基準をつくり、外国籍県民にもわかりやすい情報の提供に努める。  
提言16 交通機関の表示をローマ字併記とする。

- 外国人労働者問題について  
提言17 外国人労働者に、労働保険や健康保険、公的年金制度の存在を知らせるとともに、加入しやすいような条件の整備について国等へ要請する。

- 医療問題について  
提言18 医療通訳に対応できる人材を育成するとともに、病院と医療通訳をコーディネイトする仕組みをつくり、積極的に広報していく。  
提言19 病院内の表示を、外国語表記、ローマ字またはルビ付きにするよう働きかける。

(3) 教育文化部会からの提言

○ 外国人学校について

- 提言1 外国人学校の卒業生に国立大学の受験資格を付与すべく国へ要請する。
- 提言2 外国人学校への助成を充実させる。

(理由・背景)

- 外国人学校は独自の民族教育を行うとともに、日本の学校教育制度に準じた教育を行っているが、各種学校に位置づけられ、学校教育法第1条に規定する学校(1条校)とは認められていない。
- このため外国人学校の卒業生には高校卒業資格が与えられず、国立大学(公立・私立大学は可)へ入学するには、大学入学資格検定試験(大検)で資格を取らなければならない。
- また、1条校と同様の教育内容と教育水準が確保されているにもかかわらず、1条校と同程度の助成が受けられないため、保護者の経済的負担がたいへん大きい。
- そこで、外国人学校の卒業生に対する国立大学の受験資格の付与及び外国人学校に対する助成の実施につき、県から国への働きかけを強めるとともに、県の助成を1条校と同じ程度に引き上げる必要がある。

○ 自主的な教育活動の支援について

- 提言3 外国籍児童・生徒への自主的な言語教育活動の支援を市町村教育委員会へ要請する。

(理由・背景)

- 低年齢で来日した外国籍の子どもは、日本語の覚えが早い反面、母国語を忘れてしまうため、家庭の中で言葉と文化のギャップが生まれる。一方、小学校高学年以上で来日した子どもは、日本語をなかなか覚えられず、勉強についていけないといった問題をかかえている。
- また、オールドカマーの子どもについても、アイデンティティ確立のため母国語の学習を必要としている。
- こうした中、親たちやボランティアにより、母国語や日本語の教育活動が行われているが、活動を行う場所が不足している。そこで、このような教育活動に学校の空き教室などを気軽に使用できるよう市町村教育委員会へ働きかける必要がある。

- 国際理解教室のあり方について
- 提言4 国際理解教室などの取り組みを拡充するとともに、使用言語を英語に限らず多言語とする。また、日本の学校と外国人学校の交流を拡大するなど、国際理解教育を多文化共生の視点から推進する。

(理由・背景)

- 国際理解教室については、県内37市町村中、市町村のシステムとして国際理解教室などの制度を設けているのは18、そのうち英語で授業を行っている市町村は、12である。
- 英語が国際理解のきっかけとなることは確かだが、本来、言葉と文化は不可分のものである。したがって、言語として英語を教える英語教育と、多文化に接することにより国際理解を促進させる国際理解教育とは別のものであり、区分けしてプログラムを作成すべきである。
- 今後、授業の中に総合的な学習の時間が組み込まれ、国際理解教室などの取り組みが広く実施されるが、使用言語を英語にこだわらず、母国語または日本語でも行えるような制度を検討するよう、市町村教育委員会に要請する必要がある。
- また、欧米文化に対する理解にかたよらず、県内にある11の外国人学校との交流や在住外国人を講師として活用するなど、多文化共生の視点から国際理解教育を進めるべきである。

- 就学案内の充実について
- 提言5 就学案内を多言語またはルビ付きにするとともに、時期をのがさず、ひとりひとりに確実に伝わるよう市町村教育委員会に要請する。

(理由・背景)

- 外国籍県民への就学案内については、市町村教育委員会が、外国人登録データから情報を入手して案内を送付しているが、多言語で対応している一部の市町村を除き、日本語のみか日本語と英語の2カ国語で行われている。
- 就学案内を送付しても保護者から就学の申し出がない場合、ほとんどの市町村がもう一度案内を出すか、電話等による問い合わせを行うなどのフォローをしている。しかし、日本の制度に不慣れな外国人にとっては、手続きに時間がかかり、制服の注文などの入学準備が遅れてしまう。
- そこで、各市町村の教育委員会に対し、時期を逸すことなく、就学案内が確実に外国籍県民に伝わるよう、入学の意思の確認を含めて、これまで以上に十分な配慮を要請する必要がある。

- ニューカマーの子どもの教育への配慮について  
 提言6 ニューカマーの外国籍県民に対し、子どもの教育をおろそかにしないよう関係各方面に働きかけるとともに、子どもに対しても不登校や学習の遅れを防ぐため、十分な配慮を行うよう市町村教育委員会に要請する。

(理由・背景)

- 労働目的で来日する日系南米人は、おおむね3年を目途に帰国することを考えながら、実際は長期間にわたり在住する場合が多い。また、一度帰国して、再び来日するリピーターも増えている。そうした中、親は子どもに日本の学校教育を受けさせることを重要視せず、内職・アルバイトなどで働かせている。そうしたことによって、子どもは教育の機会を十分に与えられないまま成長してしまうケースが少なくない。
- こうした子どもたちは、母国語についても日本語についても中途半端に習得することとなり、社会人として必要とされる抽象的な思考能力の発達不足が指摘されている。
- また、日常会話は問題なくとも、学習言語の修得が不十分であるために、学校の授業についていけない場合が多く、不登校になったり、進学が困難になる傾向がある。こうした問題は、日系南米人の子どもに限らず、インドシナ難民などニューカマーの子どもたち全体に当てはまるのであり、今後定住化が一層進み、子どもたちが成長するにつれ、大きな社会問題となる可能性がある。
- そこで、各市町村教育委員会に対し、こうした問題を十分認識し、親と子どもたちに、できる限り学校教育を受けるよう働きかけるべきである。また、外国人が子供たちの教育について十分な配慮をし、学習能力・思考能力の育成に努めるよう、国をはじめとして、各方面に対し、あらゆる機会を通して働きかける必要がある。

- 外国人の教員採用における国籍要件の撤廃について  
 提言7 外国人の教員採用において、常勤講師ではなく、教諭としての採用に途を開くため、文部省局長通知を改めるよう国へ働きかけるとともに、県教育委員会に対しても教諭として採用するよう要請する。

(理由・背景)

- 地方公務員の外国人採用については、1953(昭和28)年内閣法制局の見解により、国家統治作用に關係するポストには外国人の任用は認められないとする「公務員に関する当然の法理」に基づく国籍要件がある。教員の採用についても、この考え方を基礎とし、文部省教育助成局長通知(平成3年3月22日)により、「教諭」ではなく、学校運営への参画ができない「常勤講師」として採用するよう指導されている。

- しかし、学校運営への参画が、国家統治作用に関係するとは考えられず、この国籍要件の存在により国際理解教育を進めるべき学校現場で外国人の就職差別が生み出されている現状は、共生の地域社会づくりの精神に反するものである。また、法制度上の理論としても、外国人にとって矛盾と疑問を感じざるを得ない。
- そこで、文部省に対し、教育助成局長通知を改めるよう働きかけるとともに、教員を採用する権限は県教育委員会にあるため、全国に先がけて「教諭」としての採用に踏み切るべきである。

- 外国籍県民の地域参加の促進について
- 提言8 県内のすべての公共施設について、多文化共生の視点から外国籍県民に利用しやすいよう配慮するとともに、特に国際関係施設については、外国籍県民の参画のもとに運営を行うことにより改善を図る。

(理由・背景)

- 地域における外国人と日本人の交流については、自然に交われることが望ましく、そのための場として公民館や集会所などが考えられる。しかし、利用のためのルールが外国人にとってはわかりにくく、利用が難しい。
- そこで、外国人にも利用しやすいよう、外国人向けの利用案内作成、申込書にルビをふることなど、必要な配慮を行うよう、関係各方面に要請する必要がある。
- 一方、外国人との交流を目的とする施設として、国際交流ラウンジ等が市町村等によって設置されているが、外国人の意見がとり入れられる仕組みになっていないのが現状である。  
日本人が外国人をお客様扱いする形では、共生の地域社会にはつながらない。
- そこで、こうした施設の運営組織に外国籍県民が参画できるようにし、その意見を反映することにより、「国際交流」ではなく、「多文化共生」の視点から運営を行うよう、関係団体に働きかけるべきである。

- マスメディアの意識改善について  
提言9 報道機関の意識を改善し、外国人に関する報道についても、冷静で正確な報道を心がけるよう働きかける。
- 提言10 テレビ番組において、青少年の健全育成に配慮し、過激な内容をおさえるようテレビ局に働きかける。

(理由・背景)

- 最近、外国人犯罪に関する報道が目立つようになったが、報道の仕方によっては、外国人が、みな凶悪で危険な存在であると受け取られかねない。検挙人員は必ずしも増加していないし、不法滞在者数も減少傾向にあることを踏まえて、冷静で正確な報道を心がけるよう、報道機関に要請する必要がある。
- 一方、外国人の目から日本のテレビ番組を見ると、暴力や性描写など過激なものがあり、青少年への悪影響が心配される。欧米では、業界の自主規制基準はかなり厳しいが、日本の場合は、たいへん緩いと思われる。
- そこで、青少年の健全育成のため、テレビ番組の制作に当たっては、こうした過激な内容をおさえるよう、自主規制を行っている放送関係団体へ働きかけるべきである。

(4) 社会生活部会からの提言

○ 居住支援システムの整備について

- 提言 11 言葉や生活習慣の違いから起こるトラブルに対応するため、外国人への賃貸住宅の紹介や多言語による情報提供・苦情相談体制を整備する。
- 提言 12 居住支援システムの検討にあたっては、外国人に限らず、高齢者や障害者なども視野にいれた、外国人も日本人とともに生きるための施策の実現をめざす。

(理由・背景)

- 住宅の貸し主や不動産業者の一部には、言葉や生活習慣の違いからトラブルが起きるのではないかと不安をいだき、外国人に住宅を貸したがらない状況がある。実際に、外国人が不動産業者の店頭で門前払いされる例も少なくない。
- こうした背景から、希望する民間住宅に入居できず、結果的に一部公営住宅に集住している現実がある。入居時や入居後のトラブルに対応するための体制整備について、現在、県では、中間報告を受けて「外国人居住支援システムに係る対策チーム」を設置し、関連行政機関、外国籍県民かながわ会議委員、NGOかながわ国際協力会議委員、不動産業界、留学生支援機関等の代表者が集まって検討を重ねているところである。
- ついては、外国人が希望の地域に住宅を見つけ、入居後も地域の住民としてスムーズに住み続けられるよう、賃貸住宅の紹介システムや多言語による情報提供・苦情相談体制の整備を早急に進める必要がある。
- また、高齢者や障害者など、外国人と同じように民間賃貸住宅が借りられず社会的に弱い立場にある人たちも視野にいれ、多様な人々がともに住み、いきいきとした地域社会が築けるような居住支援システムの整備を進めるべきである。

○ 出入国管理制度について

- 提言 13 永住資格の付与について、次の2項を早急に措置するよう国へ要望する。
- (1) 日本国籍を有する者と一定期間婚姻関係にある外国籍県民について  
は、無条件に永住資格を付与すること
- (2) 日本において一定期間特定の分野で就労した場合には、円滑に永住資格を付与すること
- 提言 14 再入国許可制度の撤廃について国へ要請する。

## 理由・背景)

- 出入国管理及び難民認定法により、永住資格の付与については、法務大臣(出入国管理局)の裁量範囲が大きいが、不許可の場合の説明がないなど、認定の基準が明確でない。そこで、特に早急に措置すべき2つの事項について、機会あるごとに国に働きかけるよう要請する。
- 日本人と結婚した外国人に与えられる「日本人の配偶者等」の在留資格は、離婚や死別によりその身分関係を失うと、在留期間内に在留資格の変更をする必要が生じるが、多くの場合、日本に生活の基盤ができあがっている。そこで、一定期間、婚姻関係が継続している場合には、無条件に永住資格を与えるべきであると考える。
- 専門分野で活躍する外国人は、日本にとって貴重な人材であるのにもかかわらず、在留資格が不安定であったり、永住資格取得のハードルが高いなど、将来にわたって安定した生活の保証がない。  
そこで、こうした人々が、専門分野で一定期間就労した場合、スムーズに永住資格を付与し、安心して日本で働く条件をそろえることが必要である。
- 再入国許可制度については、許可申請の手数料が高く、手間もかかる。在留資格がある期間中、何回再入国しても出入国管理上なんら問題ないはずであり、事実、諸外国でこのような制度を持っているところはほとんどない。  
そこで、外国人が渡航する際に不便を強いる再入国許可制度は、早急に撤廃してほしい。また、撤廃するまでの間、出国時に空港で手続きができるようして手続きの簡略化を図るなど、すみやかな取り組みについて国に働きかけるよう要請する。

## ○ 多言語情報提供の充実について

- 提言 15 県民に提供する行政情報について、漢字にルビをふる、難しい漢字の使用を避けるなどの内部基準をつくり、外国籍県民にもわかりやすい情報の提供に努める。
- 提言 16 交通機関の表示をローマ字併記とする。

## (理由・背景)

- 日本語が不自由な外国籍県民にとって、行政情報や生活に必要な情報を多言語で提供することは、不安を感じないで生活する上で非常に大切である。県や市町村においても、すでに各分野において一定の取り組みが行われている。  
しかし、すべての行政情報を多言語化することは難しく、むしろ、漢字にルビを付ける、やさしい漢字だけを使用した文章にして読みやすくするなどの工夫が望まれる。

- 埼玉県では、「日本語を母国語としない県民のための広報を目的とする行政情報の

さくせい かん はいりょししん へいせい わん がつ にち さくせい がいこくじん ぎょうせい  
作成に関する配慮指針」(平成10年6月17日)を作成し、外国人にもわかりやすい行政  
じょうほう ていきょう つと 情報の提供に努めている。

かなかわけん きじゅんとう さくせい がいこくせきけんみん  
そこで、神奈川県においても、こうした基準等を作成し、外国籍県民にとってもわかり  
ぎょうせいじょうほう ていきょう つと ややすい行政情報の提供に努めるべきである。

- 交通機関の表示については、鉄道では駅名のローマ字併記が普及しているが、バス  
てい ひょうじ てつどう えきめい じ へいき ふきゅう  
停の表示などはまだ漢字とカタカナのみの所が多い。2002年のワールドカップに向けて  
がいこくじん かんこうさく ぞうか みこ こくさいてき けん こうつう き かん  
外国人観光客の増加が見込まれることからも、国際的な県として、あらゆる交通機関の  
ひょうじ じ ひょうき かんけい き かん はたら ようせい  
表示をローマ字でも表記するよう、関係機関に働きかけるよう要請する。

- 外国人労働者問題について  
ていけん がいこくじん ろうどうしゃ もんだい  
提言 17 外国人労働者に、労働保険や健康保険、公的年金制度の存在を知らせる  
かにゅう じょうけん せいび くにとう ようせい  
とともに、加入しやすいように条件を整備するよう国等へ要請する。

(理由・背景)

- 外国人労働者も基本的には、日本人と同じように公的保険制度に加入することがで  
きる。しかし、国際的に流動化している労働市場の現状に制度がマッチしておらず、  
企業側が事業主としての義務を果たさないケースや、ブローカーを介して間接雇用する  
ことにより、保険料の支払いを免れているケースなどを生じている。また、外国人労働者からも、制度が理解しにくい、加入してもメリットが少ないなどの指摘があ  
る。

- たとえば、年金については、受給開始まで最低25年の加入期間が必要であるが、  
帰国したときの返戻金である脱退一時金は、概ね3年間分しかない。また、健康保険  
についても、加入したくても年金とセットになっているため、加入が進まないことなどの  
制度的な問題点もある。

- さらに、制度自体の存在を知らないという調査報告もある。健康保険においては、  
未加入であると答えた人(19.2%)のうち、加入する意志のない人が17.8%、制度を知らな  
い人が30.0%となっている。  
また、公的年金への加入状況にいたっては、49.2%が未加入で、そのうち、加入する  
意志のない人が17.4%なのに対し、制度を知らない人が42.6%となっている。(「県民意識  
調査及び外国人生活実態調査」平成12年3月三重県生活部国際課)

- 今後、日本においては少子・高齢化の急速な進行による労働力不足が懸念されており、現在の経済規模を維持するには、外国人労働者を長期にわたって大量に受け入れ  
る必要があるといわれている。

○ こうしたなか、健康保険や公的年金制度に加入していない外国人労働者の多くが、制度の存在すら知らされていないという憂慮すべき現実があることを踏まえ、外国人労働者に対して、こうした制度の存在を知らせるとともに、グローバル化した労働市場の現状に対応し、脱退一時金を最低限かけた期間に応じた額にするなど、外国人労働者にも加入しやすい制度にするよう国に働きかけるよう要請する。

○ 医療問題について

- 提言 18 医療通訳に対応できる人材を育成するとともに、病院と医療通訳をコーディネイトする仕組みをつくり、積極的に広報していく。
- 提言 19 病院内の表示を、外国語表記、ローマ字またはルビ付きにするよう働きかける。

○ 神奈川県の調査によると、病院に行ったことのあるニューカマーの多くが、「言葉が通じない」「病気や治療方法、薬などの説明が足りない」と言葉の問題を指摘しており、医師の側も、「ことばが通じない」「診療時間が長くなる」「電話で相談してくる」「日本の医療制度を知らない」などといった状況を指摘している。

○ そこで、専門的な知識を有する医療通訳を育成するとともに、病院と医療通訳が連絡を取り合って、トラブルに対応できる仕組みが必要である。また、できるだけ多くの人々が利用できるように、こうした仕組みの広報を積極的に行うべきである。

○ 病院内の診療科などの表示については、病気やケガで精神的に不安な上、病院がわかりにくい構造の場合が多くいため、外国人にも判りやすい表示にすることが必要である。県立病院を中心に総合案内や各科受付の多言語化などを進めているが、こうした取り組みをより充実させ、さらに他の病院にも広がっていくように働きかけるべきである。

## 2 提言以外で協議されたり提案された事項

以下の項目は、第1回外国籍民かながわ会議で、何回かにわたり協議したが、関係する制度や実態についての調査が十分でなく具体的な提言として盛り込むには至らなかったり、提案があったものの協議できなかつたものである。

### 【協議された事項】

- 保育園の転園措置の問題  
外国籍の子どもが一つの保育園に集まりすぎて保育が困難になった問題について協議したが、調査の結果、現場で対応が進んでいることがわかつた。
- 奨学金における在住外国人の扱い  
外国人を対象とする奨学金の枠及び金額を増やすべきである。
- 外国人登録法上の問題点  
外国人登録証明書の常時携帯義務は、外国人の物理的、心理的負担が大きく、実際の取り締まりなどには有用ではない。県も国へ要望しているが、改善すべきである。
- 法廷通訳者の問題  
法廷通訳者が未熟で、基本的な動詞や名詞さえ理解していない通訳者がいるので、研修や養成を充実させるべきである。
- 福祉・年金制度の問題  
在日一世の制度的無年金者への支援を充実すべきである。
- ピンクパンフレット問題  
子どもの目にふれる形でピンクパンフレットが配布されているのは、大いに問題であるし、これを許している日本の社会の状態もおかしい。
- 外国人に対する地域情報の伝達について  
外国人が地域の情報を得る手段として、町内会や自治会の回覧板があるが、外国人世帯には回覧板が回らなかったり、ルビが振られていないので読めないことがある。地域住民との理解を深めるためにも、外国人にも回覧板を使って情報を伝えるべきである。
- 公営住宅における外国人集住化の問題について  
外国人が民間住宅に入居しにくうことなどにより、一部の公営住宅において外国人が集住し、地域住民との間や教育機関などにおいてさまざまあつれきや問題が生じている。

### 【提案されたが協議されていない事項】

- 父母のいずれかが外国籍の子どもの外国人学校に入学する自由の確保について

- 英語教育と国際理解教育の違いについて  
文部省や県教委も明確な認識がないと思われるため、双方を区別するよう働きかける必要がある。
- 外国籍の子どもたちに対する学校での教育環境の整備について  
外国籍の子どもたちは学校に行っても、居場所がない、心のよりどころがない、いじめにあうなどの問題がある。
- 外国人学校卒業生の高校入試制約について  
外国人学校卒業生は、中学相当学校を卒業しても中学卒の資格が得られず、都道府県によっては高校入試に支障がでている。
- 日本以外で医師の資格を有する者の活用について  
外国人の医療問題を考えるとき、諸外国で医師の資格を有する者に日本における医療行為を認めることが必要である。

かいぎかいさいじょうきょう  
3 会議開催状況

かいざいねん がっじ 開催年月日	かいき ほしよ 会期・場所	かい 概 要
1998(H10)年		
11月21日(土) 15:10~17:00	第1回会議 地球市民かな がわプラザ	各委員の自己紹介、委員長・副委員長選出、会議で協議したいことについての意見交換
12月19日(土) 14:00~17:00	第2回会議 地球市民かな がわプラザ	会議で協議したいことについての意見交換、教育文化部会及び社会生活部会の設置、部会員の振り分け
1999(H11)年		
2月6日(土) 14:00~17:00	第3回会議 地球市民かな がわプラザ	部会長の選出 教育文化部会での協議（国際理解教室のあり方、泉区の保育園転園問題等） 社会生活部会での協議（入国管理行政と外国人登録制度の問題点） ニュースレター作成のため広報委員会を設置、広報委員の選任
3月13日(土) 14:00~17:00	広報委員会 第4回会議 地球市民かな がわプラザ	ニュースレターの委員による5言語への翻訳と発行スケジュールを検討 教育文化部会での協議（国際理解教室のあり方、泉区の保育園転園問題、奨学金における在日外国人の扱い） 社会生活部会での協議（入国管理行政と外国人登録制度の問題点、医療の問題）
5月22日(土) 13:00~16:00	広報委員会 第5回会議 地球市民かな がわプラザ	ニュースレター第2号の編集内容の検討 教育文化部会での協議（国際理解教室のあり方、教育制度における外国人学校の扱い、母語教育の推進） 社会生活部会での協議（医療通訳の必要性、健康保険と年金の問題、住宅入居の問題、外国人の労働形態の問題）
6月12日(土) 13:00~16:00	広報委員会 第6回会議 地球市民かな がわプラザ	ニュースレター第2号の紙面構成と内容を検討 教育文化部会での協議（外国人学校の概要、外国人の公立学校への教員任用問題） 社会生活部会での協議（住宅入居の問題、住宅問題プロジェクトチームの設置とリバーサルバーナー6名の選出、多言語情報提供の推進） あすフェスタかながわ2000企画委員会への委員2名参加決定

6月19日(土)	じゅうたくもんだい プロジェクトチーム	がいこくじん 外国人の入居時の問題点と連帯保証人制度の検討、 ふどうさんぎょうかい 不動産業界との連携策検討
6月23日(水)	ちょうさかつどう 調査活動	よこはましこくきりかいきようしつなんとうしきけんしょうかい、 かい いん さんか 横浜市国際理解教室担当者研修会に2名の委員が参加
7月3日(土)	ちょうさかつどう 調査活動	よこはまやまとちゅうかぶこうこう かながわらうせんしょちゅうこうきょうふくがこうこう のい 横浜山手中華学校と神奈川朝鮮初中高級学校を9名の いいん ほか 委員(他にNGOかながわ国際協力会議委員2名)が しきつ 視察
7月10日(土) 13:00~17:00	だい さいかいぎ 第7回会議 ときうしそん 地球市民かな がわプラザ	きょういくぶんかきょう 教育文化部会での協議(中間報告の項目決定) しあわせいせいこうぶ 社会生活部会での協議(中間報告の項目決定)
7月18日(日)	じゅうたくもんだい プロジェクトチーム	かわさきし 川崎市との連携、NGOかながわ国際協力会議との れんけい けんとう 連携を検討、行政や不動産業界を交えた研究会の設置を けんとう 検討
9月3日(金)	あいき オーブン会議打ち合わせ	11月実施のオーブン会議の開催方法について、NGOかなが わ国際協力会議の正副委員長と協議
9月10日(金)	だい かいじょうたく 第1回住宅 もんだいけんきょうかい 問題研究会	かいじょうえいようりょうだい 会議運営要領第9条に基づき専門研究機関として住宅 もんだいけんきょうかい 問題研究会を設置、第1回会議を開催(川崎市住宅基本 けいかく 計画についての説明など)
9月11日(土) 13:00~16:00	だい さいかいぎ 第8回会議 ときうしそん 地球市民かな がわプラザ	ちゅうかんほうこく 中間報告の検討、決定
10月14日(木)	だい かいじょうたく 第2回住宅 もんだいけんきょうかい 問題研究会	がいこくせきじゅうみん 外国人籍住民の入居に関するトラブル例及び解決のため ていあん けんたっけんきょうかい の提案(県宅建協会の報告) がいこくせきじゅうみん 外国人籍住民の民間賃貸住宅の入居に関する調査及び かだい 課題(ジオプランニングの報告)
11月14日(日) 13:30~17:00	だい かいき 第9回会議 (オーブン会議) ときうしそん 地球市民かな がわプラザ	これまでの協議内容を取りまとめた「中間報告」などに たい かいこくせきけんみん 対する外国籍県民、NGO関係者等からの意見聴取
11月17日(水)	だい かいじょうたく 第3回住宅 もんだいけんきょうかい 問題研究会	りょううがくせい 留学生への住宅斡旋制度(内外学生センターの報告) けんそいじょうたく 県営住宅のトラブル解決方法(県営吾妻団地自治会の ほうこく 報告) けんそいこくせきけんみん 県外外国籍県民相談員による住宅相談に関するアンケート ほうこく の報告
12月10日(金)	だい かいじょうたく 第4回住宅 もんだいけんきょうかい 問題研究会	やちんほじょうせう 家賃保証制度(保険制度)について
12月11日(土)	こうほういんかい 広報委員会	ニュースレター第3号の紙面構成と内容を検討

13:30～17:00	かいわいき 第10回会議 ちきゅうしみんかかながわプラザ	かいぎ オープン会議での意見を中心協議 かいぎ 教育文化部会での協議（外国籍県民の地域参加、公務員への任用問題、ニューカマーの高校進学問題） かいぎ 社会生活部会での協議（多言語情報の提供方法）
2000(H12)年		
1月19日(水)	だい かいじょうなく 第5回住宅問題研究会	くじょうそうだんまどくち 苦情相談窓口について す かた 住まい方マニュアルの多言語化について
1月22日(土) 14:00～17:00	だい かいわいき 第11回会議 ちきゅうしみんかかながわプラザ	きょういくぶんかぶかい きょうぎ こうむいんにんようもんざい ちいきさんか 教育文化部会での協議（公務員任用問題、地域参加） きょういくせいかつざかい きょうぎ ろうどうもんざい 社会生活部会での協議（労働問題について）
2月6日(土) 13:00～15:30	だい かいわいき (合同会議) ちたわらしかわとう 小田原市川東タウンセンタ一	「N G O かながわ国際協力会議」と共通する課題を協議する「合同会議」を開催
3月14日(火)	だい かいじゅうたく 第6回住宅問題研究会	くじょうそうだんまどくち 苦情相談窓口について す かた 住まい方マニュアルの多言語化について
4月11日(火)	だい かわいこじし 第1回外国人居住支援システムに係る対策チーム会議	かながわけんこくさいくわいしんかいぎせんまよこうだい じょく きてじ しと 神奈川県国際政策推進会議設置要綱第6条の規定に基づき、神奈川県における外国籍住民の支援方策を検討するため、外国人居住支援システムに係る対策チームを設置し、第1回会議を開催 ふどうさんぎょうしゃ 不動産業者へのアンケートについて くじょうそうだんまどくち 苦情相談窓口について す かた 住まい方マニュアルの多言語化について
4月22日(土) 14:00～17:00	だい かいわいき 第13回会議 ちきゅうしみんかかながわプラザ	さいしうていげん むろんてんせいや 最終提言へ向けた論点整理 きょういくぶんかぶかい きょうぎ おじこじん きょういんさいようもんざい こくさい 教育文化部会での協議（外国人の教員採用問題、国際理解教室のあり方、日系南米人等の子どもの教育問題、マスコミ報道のあり方、国際交流ラウンジのあり方） ほうどう おじこくじん こくさい こくさいこくさいりょうじゅう 最終提言へ向けた論点整理 社会生活部会での協議（外国人の子どもの教育問題、法廷通訳者、外国人の地域での交流の促進、留学生及び定住外国人に対する奨学金、居住支援システム、外国人労働者問題）
6月10日(土) 13:00～16:00	だい かわいわいき 第14回会議 ちきゅうしみんかかながわプラザ	さいしうていげん むろんてんせいや 最終提言へ向けた論点整理 きょういくぶんかぶかい きょうぎ こくさいりかいかいきょういく かた こくさい 教育文化部会での協議（国際理解教育のあり方、国際交流ラウンジ等拠点施設のあり方、日系南米人等の子どもの教育問題） 社会生活部会での協議（外国人住宅問題、出入国管理問題、多言語情報の充実、ニューカマーの子どもの教育

		問題、留学生の奨学金及び生活支援、外国人の地域での交流の問題、外国人労働者問題)
6月13日(火) 13:00~16:00	第2回外国人居住支援システムに係る対策チーム 会議	不動産業者へのアンケートについて 苦情相談窓口について 住まい方マニュアルの多言語化について
7月8日(土) 13:00~16:00	広報委員会 第15回会議 地球市民かながわプラザ	ニュースレター第4号の紙面構成と内容を検討 最終提言項目の作成
9月9日(土) 13:00~16:00	第16回会議 地球市民かながわプラザ	最終提言項目の確認・決定

## 4 参考資料

- 県内外外国人登録者数及び推移 ..... 20
- 在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について（文部省教育助成局長通知） ..... 22
- 國際理解教室等市町村教育委員会アンケート調査結果 ..... 25
- 就学案内市町村教育委員会アンケート調査結果 ..... 26
- 外国人居住支援システムに係る対策チーム設置要領 ..... 28
- 日本語を母国語としない県民のための広報を目的とする行政情報の作成に関する配慮指針（埼玉県国際政策推進会議） ..... 29
- 県民意識調査及び外国人生活実態調査（三重県生活部国際課） ..... 33
- 外国籍住民生活実態調査結果の概要について  
(神奈川県県民部国際課) ..... 36
- 外国籍県民かながわ会議設置要綱、同運営要領 ..... 38

けんない がい こく じん とう ろく しゃ すう す い い  
県内の外国人登録者数及び推移

○ 県内の外国人登録者数(1999年12月末現在)

こくせきすう こく  
(国籍数:155か国)

		ぜんこくせきごうけい 全国籍合計	かんこくま 韓国又 は朝鮮	ちゅうごく 中国	ブランル	フィリピン	ペルー	べいこく 米国	ヴィエトナム	めいこく 英國	タイ	カンボ'ティア	iran	アルゼンティン	その他 た 143か国
県合計	けんごうけい	116,535	32,927	24,764	12,544	10,610	6,700	4,802	2,667	1,572	3,009	1,154	935	836	14,015
横浜市	よこはまし	51,936	15,247	15,291	3,601	4,337	1,390	2,400	980	917	892	303	360	132	6,086
鶴見区	つるみく	5,985	2,001	919	1,292	509	456	96	26	34	50	3	34	56	509
神奈川区	かながわく	2,993	1,212	851	60	277	38	114	8	45	49	8	21	6	304
西区	にしく	1,922	649	685	29	239	47	50	0	30	26	0	8	1	158
中区	なかく	11,182	2,509	4,589	63	668	36	996	22	469	172	32	18	5	1,603
南区	みなみく	4,436	1,964	1,217	33	538	43	97	17	45	146	1	16	2	317
港南区	こうなんく	1,766	628	549	64	168	33	52	25	14	54	4	5	4	166
保土ヶ谷区	ほどがやく	2,336	862	832	24	192	6	77	19	26	42	5	18	1	232
旭区	あさひく	1,641	485	528	46	170	13	63	16	16	46	79	14	2	163
磯子区	いそく	2,579	701	779	384	166	145	96	15	26	35	1	8	10	213
金沢区	かなざわく	2,136	545	502	256	121	282	106	49	17	37	0	7	9	205
港北区	こうほくく	3,796	1,126	822	242	359	72	187	55	69	65	2	101	12	684
緑区	みどりく	1,475	331	393	267	153	46	48	3	11	16	4	10	3	190
青葉区	あおばく	2,333	670	616	49	178	16	180	18	46	37	0	45	5	473
都筑区	つづきく	1,695	425	228	251	151	37	82	25	17	33	0	30	3	413
戸塚区	とつかく	2,207	484	689	408	222	43	61	71	27	27	9	7	8	151
栄区	さかえく	790	238	222	46	63	15	37	70	11	13	1	6	2	66
泉区	いずみく	1,835	214	641	39	96	42	31	466	9	21	119	5	2	150
瀬谷区	せやく	829	203	229	48	67	20	27	75	5	23	35	7	1	89
川崎市	かわさきし	20,688	9,045	4,024	1,308	2,074	423	601	161	205	386	18	150	57	2,236
川崎区	かわちゅうおう	3,157	1,663	579	191	363	72	32	17	13	32	2	10	10	173
大師区	さきだいし	1,771	890	147	321	133	116	12	5	7	28	4	23	5	80
田島区	くたじま	2,745	2,085	113	194	177	49	9	5	8	23	0	2	19	61
幸区	さいわいく	2,287	1,047	449	98	273	84	33	19	12	94	0	22	3	153
中原区	なかはらく	2,770	956	693	139	239	37	114	21	34	49	1	29	8	450
高津区	たかつく	2,366	822	506	135	267	17	112	16	22	45	0	28	2	394
宮前区	みやまえく	2,138	672	478	108	243	27	104	63	34	61	5	11	6	326
多摩区	たまく	2,422	619	727	86	296	8	123	11	57	32	6	16	3	438
麻生区	あそうく	1,032	291	332	36	83	13	62	4	18	22	0	9	1	161
横須賀市	よこすかし	3,616	1,063	338	366	770	283	346	16	22	76	0	16	21	299
平塚市	ひらつかし	3,720	511	338	1,069	502	227	51	93	13	80	192	30	13	601
鎌倉市	かまくらし	1,133	410	143	41	66	5	175	7	62	20	0	2	1	201
藤沢市	ふじさわし	4,894	887	493	929	187	850	204	244	51	127	28	25	363	506
小田原市	おだわらし	1,415	418	212	309	168	38	51	8	30	26	3	11	9	132
茅ヶ崎市	ちがさきし	1,138	306	174	153	148	39	64	0	40	26	5	12	4	167
逗子市	ずしし	319	128	31	4	19	1	64	3	13	2	1	1	0	52
相模原市	さがみはらし	6,662	1,635	1,480	542	900	289	241	107	62	168	206	57	29	946
三浦市	みうらし	169	55	14	2	39	5	29	1	1	3	1	1	0	18
秦野市	はだのし	2,318	222	343	714	53	222	59	137	14	35	54	43	16	406
厚木市	あつぎし	3,619	444	407	692	203	648	67	312	29	94	71	60	45	547
大和市	やまとし	4,733	946	590	376	431	1,046	117	306	15	181	151	22	86	466
伊勢原市	いせはらし	941	153	155	191	79	58	31	70	14	21	12	17	5	135
海老名市	えびなし	1,550	328	149	244	64	167	45	47	25	206	3	47	9	216
座間市	ざまし	1,666	385	201	162	182	133	96	36	18	75	5	27	6	340
南足柄市	みなみあしがらし	232	56	35	90	14	4	5	1	0	2	0	4	1	20
綾瀬市	あやせし	2,059	199	105	624	73	94	43	80	3	506	40	6	10	276
葉山町	はやまち	183	40	19	0	18	0	42	0	16	4	0	0	0	44
寒川町	さむかわまち	507	52	19	197	28	69	7	22	1	24	5	6	7	70
大磯町	おおいそまち	99	29	10	2	11	2	20	0	5	2	0	0	0	18
二宮町	にのみやまち	137	16	14	52	14	4	8	0	2	1	4	0	0	22
中井町	なかいまち	124	7	1	56	1	37	2	0	0	0	0	0	4	16
大井町	おおいまち	69	16	20	19	9	1	0	0	1	2	0	0	0	1
松田町	まつだまち	48	12	11	10	9	0	1	0	0	0	0	0	2	3
山北町	やまときたまち	39	8	7	5	10	0	0	0	0	1	0	1	0	7
開成町	かいせいまち	62	14	6	25	5	4	2	0	0	1	0	0	1	4
箱根町	はこねまち	142	17	16	60	16	3	6	2	2	1	0	0	0	19
真鶴町	まなづるまち	53	22	20	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	ゆがわらまち	301	134	13	6	103	12	0	1	3	3	0	11	1	14
愛川町	あいかわまち	1,519	47	40	502	33	637	6	31	3	36	51	16	15	102
清川村	きよかわむら	8	0	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	2
城山町	しろやまち	88	31	18	12	12	0	4	2	0	0	0	1	0	8
津久井町	つくいまち	260	30	16	149	17	4	8	0	2	5	1	5	1	22
相模湖町	さがみこまち	41	7	5	8	3	0	2	0	2	3	0	2	0	9
藤野町	ふじのまち	47	7	6	21	2	1	5	0	1	0	0	0	0	4

○外国人登録者数の推移

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	1998年	1999年
県合計	41,266 (100.0)	41,664 (101.0)	47,279 (114.6)	77,351 (187.4)	104,882 (254.2)	114,467 (277.4)	116,535 (282.4)

\*(単位:人)、( )内は1975年を100とした時の指數

○外国人登録者の国籍数の推移

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	1998年	1999年
県合計	85 (100.0)	97 (114.1)	100 (117.6)	119 (140.0)	153 (180.0)	157 (184.7)	155 (182.4)

\*(単位:か国)、( )内は1975年を100とした時の指數

○外国人登録者数の上位5か国の推移

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	1998年	1999年
1位	韓国・朝鮮 (29,141)	韓国・朝鮮 (29,611)	韓国・朝鮮 (30,337)	韓国・朝鮮 (33,443)	韓国・朝鮮 (32,960)	韓国・朝鮮 (32,453)	韓国・朝鮮 (32,927)
2位	中國 (6,112)	中國 (5,777)	中國 (7,230)	中國 (13,806)	中國 (20,175)	中國 (22,984)	中國 (24,764)
3位	米国 (2,609)	米国 (2,375)	米国 (2,943)	ブラジル (8,143)	ブラジル (14,471)	ブラジル (13,869)	ブラジル (12,544)
4位	英國 (465)	英國 (469)	フィリピン (968)	フィリピン (4,040)	フィリピン (7,648)	フィリピン (9,501)	フィリピン (10,610)
5位	ドイツ (361)	フィリピン (368)	英國 (710)	米国 (4,035)	ペルー (6,110)	ペルー (6,826)	ペルー (6,700)

\*( )内は登録者数(単位:人)(無国籍を除く。)

在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について

平成3(1991)年3月22日 文教地第80号  
各都道府県・指定都市教育委員会あて 文部省教育助成局長通知  
(文部省通達集より抜粋)

「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」(昭和41年1月17日発効)第2条1の規定に基づく日本国に居住する大韓民国国民(以下「在日韓国人」という。)の法的地位及び待遇に関する協議(いわゆる日韓三世協議)は、本年1月10日別紙1のとおり両国外務大臣が「覚書」に署名し、決着したことあります。

公立学校の教員採用については、覚書の記の4にあるとおり、在日韓国人について、教員採用への途をひらき、日本人と同じ一般の教員採用試験の受験を認めることとするとともに、公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、身分の安定や待遇についても配慮することとされています。

については、貴教育委員会におかれでは、下記事項に留意しつつ、在日韓国人など日本国籍を有しない者について、平成4年度教員採用選考試験から公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園(以下「公立学校」という。)の教員への採用選考試験の受験を認めるとともに、選考に合格した者については、任用の期限を附さない常勤講師(以下「この常勤講師」という。)として任用するための所要の措置を講ずるよう適切に対処願います。

おって、貴管下市町村教育委員会に対しても周知方お願いします。

記

1 公立学校教員採用選考試験について

今回新たに日本国籍を有しない者について受験を認めることとする教員採用選考試験は、各教育委員会において例年実施している通常の公立学校の教員(一般職の地方公務員として正式任用される教員)の採用選考試験として、日本人と同一の基準で行うものであり、日本国籍を有しない者について別途特別の採用選考試験を実施するものではないこと。

なお、従来、これらの採用選考試験を教諭のみの採用を目的として実施してきている教育委員会にあっては、この常勤講師への採用を含めた教員採用選考試験と改められたいこと。

2 任用する職について

政府は、從来から、「公務員に関する当然の法理」として「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」ものと解しており、公立学校の教諭については、校長の行う校務の運営に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることを職務としていると認められることから、「公務員にする当然の法理」の適用があり、日本国籍を有しない者を任用することはできないものとされている。(昭和58年4月1日付け外国人の公立小・中・高等学校教

いんにんよう しつもん たい とうべんしょ べつし さんしょう  
責任用にする質問に対する答弁書…別紙2参照

おほえがき き こうむいん にんよう かん こくせき こうりてき さい ふ にほんこくせい  
覚書の記の4の「公務責任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政  
府の法的見解」は、上記の我が国の政府見解である「公務員に関する当然の法理」を  
意味するものであること。

しかしながら、公立学校のこの常勤講師は3で述べるように「公務員に関する当然の  
法理」の適用がある職とは解されないので、在日韓国人などに日本国籍を有しないも  
のを任用することが可能であること。

3 講師の職務について

こうし がつこうきょういくほうだい じょうだい こう きょうゆ また じよきょうゆ じゅん しょくむ じゅうじ  
講師は学校教育法第28条第10項で教諭（又は助教諭）に準ずる職務に従事する  
とされている。教諭の主たる職務は同条第6項で「教諭は児童の教育をつかさどる」  
とされているが、一般的に教諭の職務を大別すれば主として児童・生徒の教育指導に  
従事することと校長の行う校務運営に参画することの二つの要素があると考えられる。  
このうち、講師（教諭に準ずる講師）は、普通免許状を有しており、授業の実施など  
児童・生徒に対する教育指導面においては教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えら  
れるが、校長の行う校務の運営に関しては、常に教務主任や学年主任等の主任の指導  
・助言を受けながら補助的に関与するにとどまるものであり、校務の運営に「参画」す  
る職ではないと解される。

したがって、講師は「公務員に関する当然の法理」の適用のある職とは解されない  
ものであること。

なお、このことは、この常勤講師が、学級担任や教科の担任となることなどを妨げ  
るものではない。

また、講師は主任に充てることはできない（学校教育法施行規則第22条の3第2  
項等）。

4 身分の安定等について

にほんこくせき ゆう もの せんこう こうかく あんてい みぶん  
日本国籍を有しない者で選考に合格したものについては、できるだけ安定した身分と  
なるよう、一般職の地方公務員として任用の制限を附さずに正式任用される。すなわ  
ち定年まで働くこの常勤講師に任用すること。なお、この常勤講師は、日本国籍を  
有しない者に限ること。

また、給与その他の待遇についても、今回の覚書による決着の趣旨を踏まえ、可能  
な限り教諭とこの常勤講師との差が少なくなるよう、配慮されたいこと。

5 その他

じょうき とりあつか しょよう きょういんめんきょじょう しょじ さいにちかん  
上記1から4までの取扱いは、所要の教員免許状を所持している者であれば在日韓  
国人を含めたすべての日本国籍を有しない者に対してもその効果は及ぶものであること。

※ 別紙1, 2省略

こくさいりか いきょうしつとうしちょうそんきょういくい いんかい  
**国際理解教室等市町村教育委員会アンケート調査結果**  
 ちゅうさけっか  
 (平成12年6月10日現在)

	しちょうそんすう 市町村数
システムとして設置している	18
(内訳) 英語を通して国際理解を目指している 言語の指定がない 英語を通して国際理解とふれあい教室の両方を実施している	12 3 3
システムとして設置していないが、各学校が独自に実施している	11
システムとして整備していないし、各学校の独自の取り組みもない。	6

かいとうせんない しちょうそん  
 (回答県内 37 市町村)

# 就学案内市町村教育委員会アンケート調査結果

ちょうさけっか

(平成12年6月10日現在)

Q1 がいこくじんせたい しゅうがくあんない おく おも かいとう がいこくじんせたい はあく  
外国人世帯にも就学案内を送っていると思いますが、該当する外国人世帯をどのように把握  
していますか。(自由回答形式)

がいこくじんとうろくだいちょう はあく しちょうそん  
○外国人登録台帳により把握している。(32市町村)

じょうほうかんりはん おく じゅうみんのうじや はあく  
○情報管理班より送られてくる住民異動者リストにより把握している。

ようちえん しょうがつこう ざいせきじょうきょう  
○幼稚園・小学校の在籍状況

ちゅうがっこう きょういくいいんかい しどう か じんけん きょうせいきょうういくたんとう い がいこくせきじどう  
○中学校については、教育委員会の指導課と人権・共生教育担当が行っている「外国籍児童  
・生徒基本調査」をもとに、学事課が就学案内を送っている。

がいこくじんとうろく さいたた てんにゅうじ がくれいじどう せたい きょういくいいんかい き  
○外国人登録する際又は転入時に、学齢児童のいる世帯については教育委員会へ来てもらう。

(就学案内について)

しゅうがくあんない おく  
○就学案内は送っていない。

しゅうがくあんない おく がいこくじんとうろくまどぐち はいふ こうほうし こうりつしょうちゅうがっこう  
○就学案内は送っていないが、外国人登録窓口で配布している広報紙により公立小中学校で  
受け入れていることを知らせている。

こうほうし しゅうがくあんない けいさい  
○広報紙に就学案内を掲載している。

がいこくじんとうろく こ といあ しゅうがくあんない  
○外国人登録していない子どもでも、問い合わせがあれば就学案内をしている。

しゅうがくあんない しょうちゅうがっこう しんにゅうがくじ そうふ  
○就学案内は、小中学校への新入学時のみ送付している。

しゅうがっこう ご にほんご しゅうがくあんない さくせい しんせいしょ  
○小学校については、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、日本語の就学案内を作成し、申請書  
と一緒に保護者に送付している。中学校については、小学校に在籍している者については学校  
を通じて、在籍していない者については直接保護者へ郵送している。

Q2 がいこくじんせたい しゅうがくあんない おく あと なん かいとう はんのう な ばあい たいおう  
外国人世帯に就学案内を送った後、何らかの回答や反応が無い場合、どのような対応をとっていますか。

かくにん さいどぶんしょ そうふ  
①確認するため、再度文書を送付する。

→ 7市町

でんわ じょうきょう かくにん  
②電話をかけて、状況を確認する。

→ 10市町

ほうもん じょうきょう かくにん  
③訪問して、状況を確認する。

→ 9市町

しょうちゅうがっこう どくじ い ばあい ふく  
(小中学校が独自で行っている場合も含む)

いじょう なん たいおう じちたい だんたい  
(以上、何らかの対応をしている自治体は26団体)

とくだん たいおう  
④特段の対応はしない。

→ 6市町

そのた  
⑤その他

- これまでに回答のないことはなかった。 → 5市町
- 小学校卒業予定で、中学校の就学手続きを行わない保護者については、小学校を通じて進路状況を確認し就学手続きをするよう伝えている。
- 外国人に限らず町民に対し委員会広報で周知する。

Q 3 学齢期に達していて、就学していない外国人の子供の状況はどのように把握していますか。

- ①就学が必要な子どもは、すべて入学し、学校に行っている。 → 13市町村
- ②就学しない外国人の子どもの状況は把握していない。 → 12市町
- ③就学しない外国人の子どもの状況は把握していないが、多数いると思われる。 → 0
- ④就学しない外国人の子どもの状況は把握していないが、 → 8市町  
何人かいると思われる。

- ⑤就学しない外国人の子どもの状況を把握している。 → 1市

(内訳) アメリカ人2名

(理由) ホームスクールの制度を利用していると思われる。

(その他意見)

- 本人からの申し出がなければ、子どもの状況を把握することは困難 (3市町)

- 現在、外国籍の児童・生徒はいない。

Q 4 (Q 3で子どもの状況を把握していないが存在すると考えると回答した市町村に関し)

就学しない外国人の子供の発生原因はどのようなことだとお考えでしょうか。

- 短期間で帰国予定のため。

- アメリカンスクール等に通っているため。

- ホームスクールの制度を利用している。

- 外国人には就学義務が課せられていないから。

- 家庭の事情による。

- 不法滞在で外国人登録をできないため。

(回答県内 37市町村)

# 外国人居住支援システムに係る対策チーム設置要領

## (設置目的)

1 神奈川県国際政策推進会議設置要綱第6条の規定に基づき、神奈川県における外国籍住民の居住支援方策を検討するため、外国人居住支援システムに係る対策チーム（以下「対策チーム」という。）を設置する。

## (構成)

2 対策チームは、神奈川県、横浜市、川崎市、不動産業界団体、外国籍県民かながわ会議、N G Oかながわ国際協力会議の別表に定める者をもって構成する。  
・ 対策チームの座長は国際課長とし、副座長は国際課課長代理をもってあてる。

## (所掌事項)

3 対策チームは、次に掲げる事項を検討し、その施策化について神奈川県国際政策推進会議に提言する。

- (1) 不動産業者や貸し主への情報提供等を通じた外国籍住民の居住に対する理解と協力を促進すること。
- (2) 外国籍住民を受け入れる不動産業者を登録・紹介する制度に関すること。
- (3) 習慣や言葉の違いによるトラブルを防止するため、借り主となる外国籍住民への情報提供に関すること。
- (4) 貸し主、借り主双方からの住宅に関する相談、苦情に対応する体制に関すること。
- (5) 連帯保証人に代わる保証人制度に関すること。
- (6) 高齢者、一人親家庭、障害者など外国籍住民と同じように住宅問題を抱えている県民に対する居住支援に関すること。
- (7) その他、外国籍住民の居住支援に関すること。

## (開催)

4 対策チームは、必要な都度座長が招集し、その議長となる。

## (意見の聴取)

5 対策チームにおいて必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

## (事務局)

6 対策チームの事務局は、神奈川県県民部国際課に置く。

## (その他)

7 この要領に定めるもののほか、運営に必要な事項は別に定める。

## 附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

## 日本語を母国語としない県民のための 広報を目的とする行政情報の作成に関する配慮指針

平成11年6月17日  
埼玉県国際政策推進会議

### 1 趣旨

近年、経済、社会、文化等のあらゆる分野における我が国と海外諸国との相互依存関係が深まり、外国籍を持つ県民や来県者が増加している。

そのため、埼玉県国際政策基本指針に基づき、「世界に開かれ、世界に貢献する彩の国」を実現するためには、日本語を母国語としない県民や来県者等（以下「日本語を母国語としない県民」という。）にも配慮した広報を目的とする行政情報提供のあり方が、極めて重要な課題となってきた。

そこで、県自らが世界の自治体の一員であることを認識し、日本語を母国語としない人も安心して、快適に過ごせる環境づくりの整備を進めるため、行政情報の作成に関する配慮の基本方向を定めるものとする。

### 2 配慮指針の対象

日本語を母国語としない県民向けに作成される広報を目的とした文字による行政情報とする。

### 3 配慮の考え方

日本語を母国語としない県民を対象とする行政情報の作成に際して、別表に示す配慮に努めるものとする。

### 4 推進体制

- (1) 国際政策推進会議は、日本語を母国語としない県民に配慮した情報提供のモデル事業及び手法を検討する。
- (2) 国際政策推進会議は、日本語を母国語としない県民の行政情報に対する理解を深めるため、日本語学習の場の充実・整備を検討する。

別表 日本語を母国語としない県民のための広報を目的とする  
行政情報の作成に際しての配慮の考え方

区 分	内 容	対 象
I 一般的な配慮	<p>1 年号はできる限り、元号と西暦を併記する。</p> <p>2 氏名、地名等の固有名詞には原則として初回にひらがなによるルビをふる。</p> <p>3 イラスト、図表などを活用し、視覚的表現に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政計画、啓発書及冊子など日本語を母国語としない県民にも広く周知したい情報</li> <li>○概ね1万部以上作成する広報紙・冊子</li> </ul>
II ルビふり	<p>小学校の3年生までに学ぶ教育用漢字（表1）を除いた漢字には原則としてひらがなによるルビをふる。</p> <p>広報情報のすべてにルビをふることが困難な場合には、日本語を母国語としない県民に特に関係の深い箇所、重要な箇所あるいは内容を要約した箇所の漢字にルビをふる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本語を母国語としない県民にも参加を促す行政情報</li> <li>○日本語を母国語としない県民の暮らしを豊かにする生活支援に関する情報</li> </ul>
III 平易な日本語表現	小学生程度の日本語能力で理解できる漢字率約20%程度のわかりやすい日本語（表2）にする。	
IV 多言語化	<p>広報情報の内容や対象に応じて翻訳する言語を選択することとするが、言語としての汎用性などを考慮し、まず英語への翻訳を進める。</p> <p>また、その他の言語については、外国人登録者数等の状況を考慮し、順次、多言語化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災、医療情報など生命に係わる緊急時の情報</li> <li>○給付・助成、税金・罰則など権利や義務に係わり周知徹底すべき情報</li> <li>○労働、子育て、教育など特に重要な生活支援に関する情報</li> </ul>

表1

## 教育用漢字（学年別漢字配当表）

1 第1学年【80字】												金 七 川 行 玉 耳 千 (ナ行) 休 字 赤 土 目 九 糸 石 田 名 氣 四 夕 天 本 學 子 青 町 木 貝 山 生 虫 木 花 三 正 中 (マ行) 火 左 水 竹 文 火 五 女 村 (夕行) 白 火 入 男 百 火 森 大 八 火 下 行 (サ行) 火 校 上 行 火 音 口 小 (カ行) 火 王 五 女 村 (ハ行) 白 火 田 六 火 月 手 早 日 力 火 車 先 二 立 火 車 先 二 立											
2 第2学年【160字】												外 兄 高 紙 親 体 当 半 毛 繪 近 行 思 新 太 冬 麦 鳴 海 教 考 姉 心 多 刀 買 明 話 会 強 光 矢 食 行 電 壳 万 行 回 京 交 市 色 (夕) 点 馬 妹 (ワ行) 画 魚 広 止 場 走 店 行 每 理 歌 牛 公 算 少 組 弟 (ハ行) (マ行) 里 家 弓 工 作 書 前 通 肉 (マ行) 来 夏 歸 語 細 春 線 直 南 北 (ラ行) 科 記 後 才 週 船 朝 内 方 (ラ行) 何 汽 午 行 秋 雪 鳥 母 曜 何 岩 戸 今 弱 晴 昼 読 米 友 何 頭 長 (ナ行) 步 用 遠 丸 原 黒 社 星 茶 道 聞 野 遠 間 言 国 室 声 知 同 分 夜 羽 樂 計 合 自 数 地 答 父 (ヤ行) 羽 活 元 谷 時 西 池 頭 風 羽 樂 計 合 自 数 地 答 父 (ヤ行) 引 角 形 黃 寺 図 台 東 番 門											
3 第3学年【200字】												級 県 詩 住 進 第 度 煙 福 有 路 溫 急 研 齒 集 深 代 都 箱 服 油 練 屋 究 決 指 習 真 待 転 倍 部 由 列 橫 客 血 始 終 神 對 鉄 配 負 藥 札 央 期 輕 使 拾 身 打 笛 波 品 役 緑 駅 起 係 死 州 申 他 庭 行 病 行 両 泳 岸 君 仕 受 植 行 定 (ハ行) 秒 (ヤ行) 旅 運 館 具 皿 酒 乘 (夕) 追 農 表 間 流 飲 漢 苦 祭 取 勝 族 調 (ナ行) 冰 面 落 院 感 区 行 守 章 速 帳 (ナ行) 筆 命 行 員 寒 銀 (サ行) 主 商 息 丁 童 鼻 味 育 階 局 根 者 消 想 柱 動 美 行 様 意 開 曲 号 写 昭 送 注 等 悲 (マ行) 陽 界 業 港 実 助 相 着 登 皮 放 葉 業 港 実 助 相 着 登 皮 放 葉 委 界 業 港 実 助 相 着 登 皮 放 葉 医 荷 橋 幸 式 暑 全 談 湯 板 勉 洋 医 荷 橋 幸 式 暑 全 談 湯 板 勉 洋 惡 (力行) 安 球 湖 事 宿 整 炭 豆 反 平 予 惡 (力行) 安 球 湖 事 宿 整 炭 豆 反 平 予 宮 庫 次 重 世 題 投 発 物 遊 (ワ行)											

※ 教育用漢字とは、学習指導要領に示された学年別漢字配当表の漢字をいう。

表2 わかりやすい文書シリーズ第39集  
【読ませる文章を書く】5ページより抜粋（総務部文書課発行）

（例1） 漢字率 65%

緊急体制や救出・救助体制の整備、計画的な避難所・避難路の整備や広幅員道路の整備、土地区画整理等による老朽化した木造建築物の密集市街地の解消などを進めます。併せて、災害時における水道水の供給体制の整備や井戸水などによる安全な生活用水の確保、医療供給体制の整備、生活物資の調達など都市と農村の相互援助体制の確立を推進します。

（例2） 漢字率 35%

ごみ処理の有料化による減量効果については、導入当初はごみの排出量が一旦は減少するものの、制度に慣れてしまうと元に戻ってしまうなど相反する報告があります。しかし、適切な制度設計と減量の受け皿としてのリサイクルシステムが整備されれば、かなりの減量効果が期待できるでしょう。

（例3） 漢字率 21%

子どもたちは、お父さんと話をしたり、遊んだりすることがとても好きで、一緒にいる時間がもっとほしいと思っています。また、お母さんもお父さんに子どものことで相談したり、たまにはお父さんに育児を任せ一休みしたいのです。仕事が忙しいのはわかりますが、お父さんもできるだけ子育てに参加し、家族みんなで健やかな子どもを育てましょう。

# 県民意識調査及び外国人生活実態調査

(三重県生活部国際課)

## 1. 調査の実施概要

### 1-1 調査目的

三重県では、平成2年に入出國管理法及び難民認定法が改正されて以降、外国人登録者数は年々増加しており、平成11年12月31日現在では29,199人、県内総人口の1.54%を占めている。今後、外国人の増加、定住化などが予想される中で、生活習慣の相違や相互理解の不足から発生するトラブルを防止し、外国人と日本人が互いに尊重しあい、共生する社会を実現することが、重要な課題となっている。

そのため、三重県民の外国人との共生に対する意識等を把握する「共生社会実現に向けての県民意識調査」と、外国籍住民の生活実態を把握する「在住外国人生活実態調査」を実施し、今後の共生に向けた施策検討の基礎資料として活用することを目的とする。

### 1-2 調査の設計、実施結果

#### (1) 在住外国人生活実態調査

##### ①調査期間

平成11年11月1日～平成12年1月14日（回答受付締め切り日）

##### ②調査方法

質問紙郵送法と配布・郵送法（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語の5カ国語の調査票を作成）

##### ③対象者

- ア) 三重県の外国人登録されている男女個人
- イ) 三重県に滞在するJETプログラム（「語学指導等を行う外国青年招致事業」）  
研修生
- ウ) 三重県に所在する企業で就労する外国人（2社）
- エ) 日本語教室の受講者  
・合計2,000人

##### ④サンプリング

- ・外国人登録者については、無作為抽出法により1,000人の対象者を抽出（外国人登録名簿より抽出）

##### ⑤有効回答者数

468人（有効回答率23.4%）

##### ⑥質問内容

生活一般、言葉、住居、生活情報・相談、相互理解、保健・医療・福祉、災害等、教育・子育て、仕事、差別について（具体的質問事項はアンケート票参照）

## 【2. 外国人生活実態調査の結果】

### (4) 健康保険への加入

#### ①加入状況

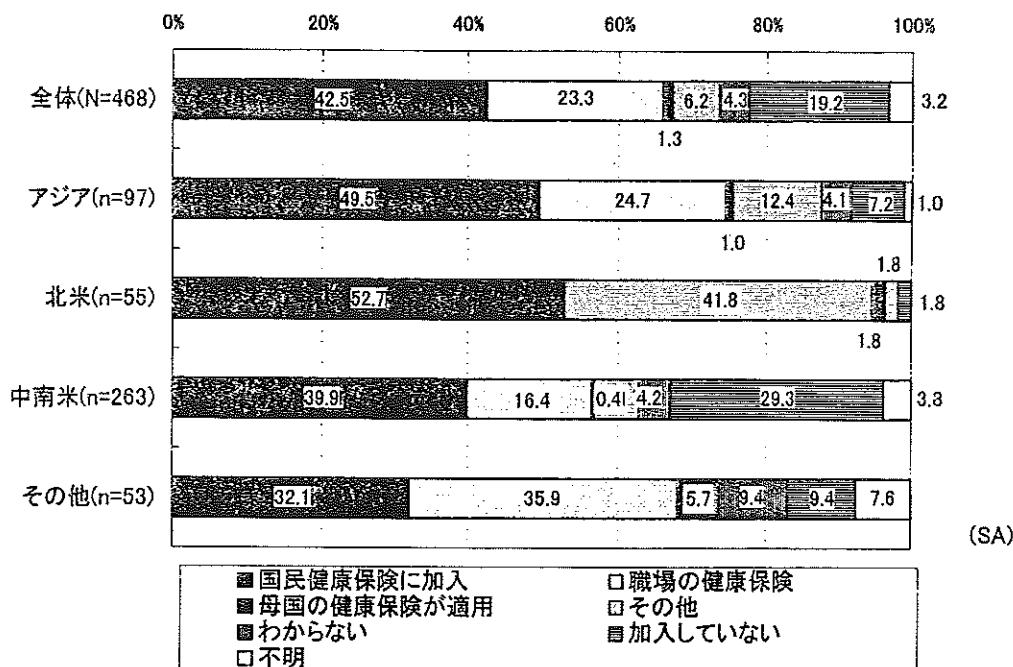
##### <全体>

健康保険への加入については、「国民健康保険に加入」している回答者が 42.5%と最も多く、次いで「職場の健康保険」加入者が 23.3%となっている。

また、健康保険に「加入していない」という回答者は約2割を占めている。

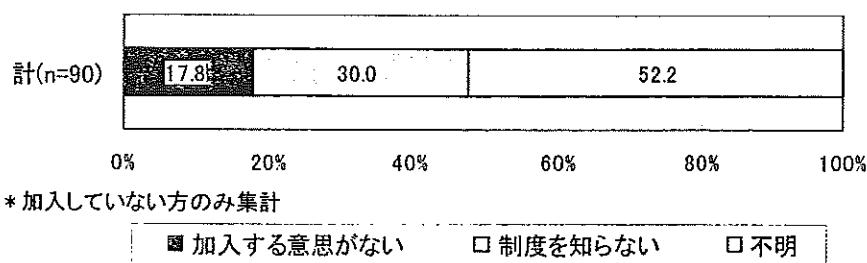
##### <地域別>

地域別にみると、中南米出身者では、他地域の出身者に比べて健康保険に加入していない者（29.3%）が多い。



#### ②非加入の理由

加入していない理由としては、「加入する意志がない」という回答者は 17.8%と少なく、「制度を知らない」という割合の方が多い。

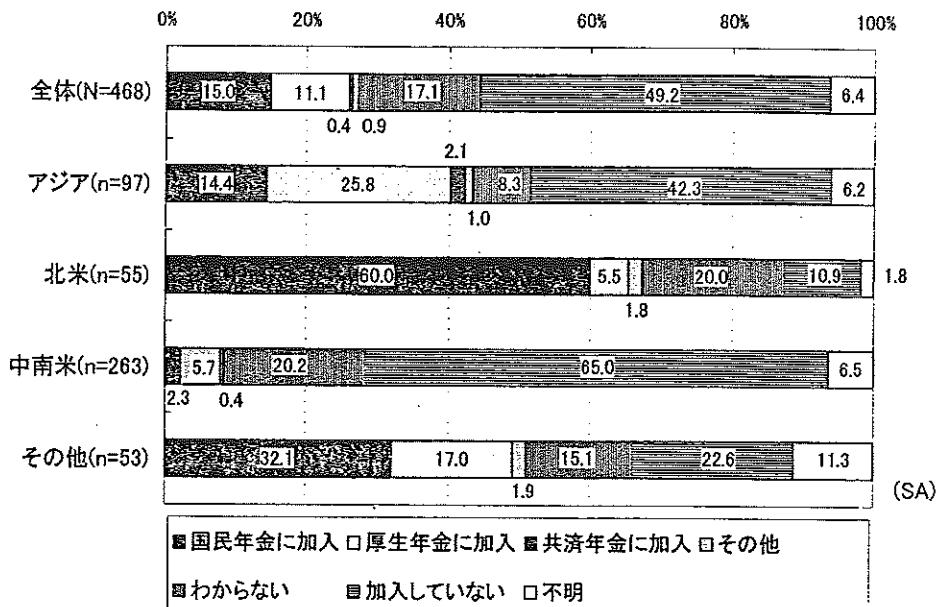


## 【2. 外国人生活実態調査の結果】

### (5) 公的年金への加入

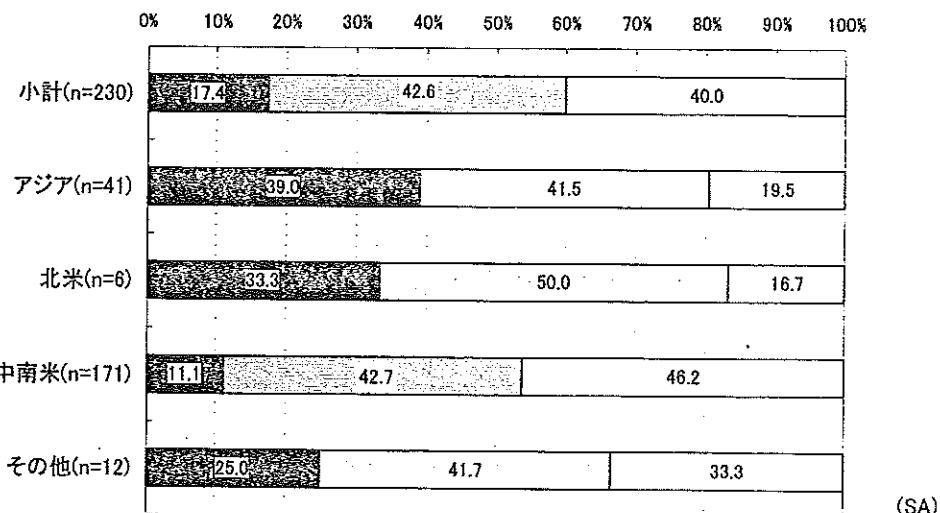
#### ①加入状況

公的年金への加入についてみると、「加入していない」という回答者が 49.2%と約半数を占める。また、地域別にみると、中南米出身者では「加入していない」とする割合が 65.0%と、加入している者の割合を大幅に上回っている。



#### ②加入しない理由

加入しない理由としては、「制度を知らない」という回答が 42.6%を占めている。また、アジア出身者では、「加入する意志がない」という回答が比較的多くみられる。



# 外国籍住民生活実態調査（アンケート調査）結果の概要について (中間報告)

(神奈川県県民部国際課)

平成11年度に実施いたしました「外国籍住民生活実態調査（アンケート調査）」結果の概要（中間報告）を別添のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

この調査は、外国籍住民を対象とした施策立案の際の基礎資料を得るために、県と市町村が連携して実施したものです。なお、神奈川県内全域のすべての外国籍住民を対象とした無作為抽出調査としては、本調査が初めてのものです。

また、この調査結果に基づき、今年度「ヒアリング（訪問面接）調査」を実施し、結果について併せて取りまとめる予定です。

## 1 調査の概要

県内には、平成11年12月末現在で、約11万6千人の外国籍住民が生活しているが、その生活実態については、十分な把握がなされていない。このため、県及び市町村によって構成されている「かながわ自治体の国際政策研究会」において、外国籍住民の生活の実態を明らかにするための調査を実施することとした。平成11年度は、約3,000人の外国籍住民を無作為抽出し、アンケート調査を実施した。このうち、約1,000人から回答があり、これを分析したものが別添の資料である。なお、今年度は、この分析結果を参考にして、100～150人程度の外国籍住民を対象としたヒアリング調査を実施する予定である。

### (1) 調査の実施主体

かながわ自治体の国際政策研究会

### (2) 調査の対象

満18歳以上（平成11年11月1日現在）の県内外国人登録者

### (3) 調査対象人数

3,024人

### (4) 調査対象者の抽出方法

市町村で保管している「外国人登録者原票」の中から、約3,000件の標本を得るため、33人に一人の割合で無作為抽出を行い、その中から18歳未満の標本を除外した。

### (5) 調査方法

日本語及び10言語（英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、ラオス語）で作成した調査票（別添）を対象者の国籍にあわせて送付し（日本語も同封）、無記名による回答を求めた。

### (6) 調査時期

平成11年12月3日～平成12年2月4日（12月末を締め切りとしたが、締め切りを過ぎて回答のあったものについても有効とした。）

### (7) 調査票の回収結果

有効回答数 1,007件（回収率37.2%：調査対象者への調査票到達数 2,709件をもとに算出：不達数315件）

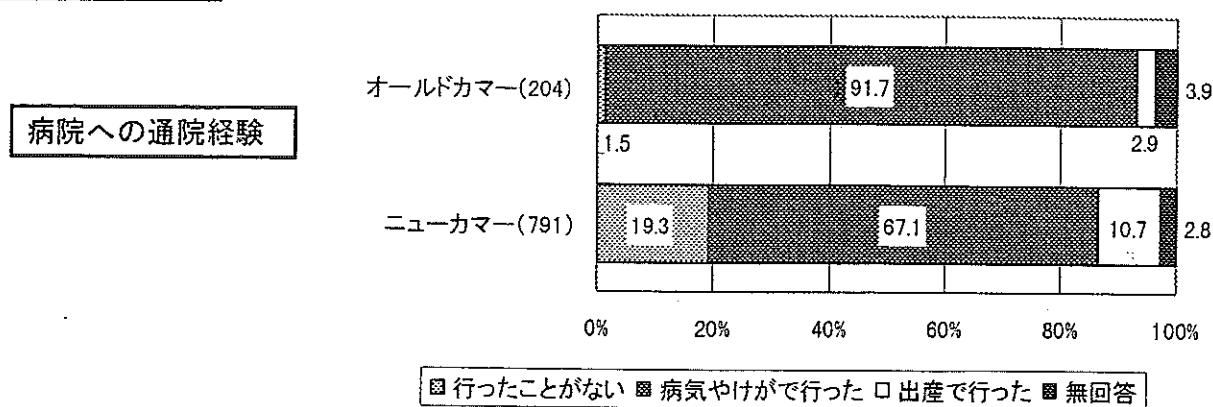
(問い合わせ先)
県民部国際課企画班
電話：045-210-3748
メールアドレス：kokusai@pref.kanagawa.jp

## 2 調査の結果

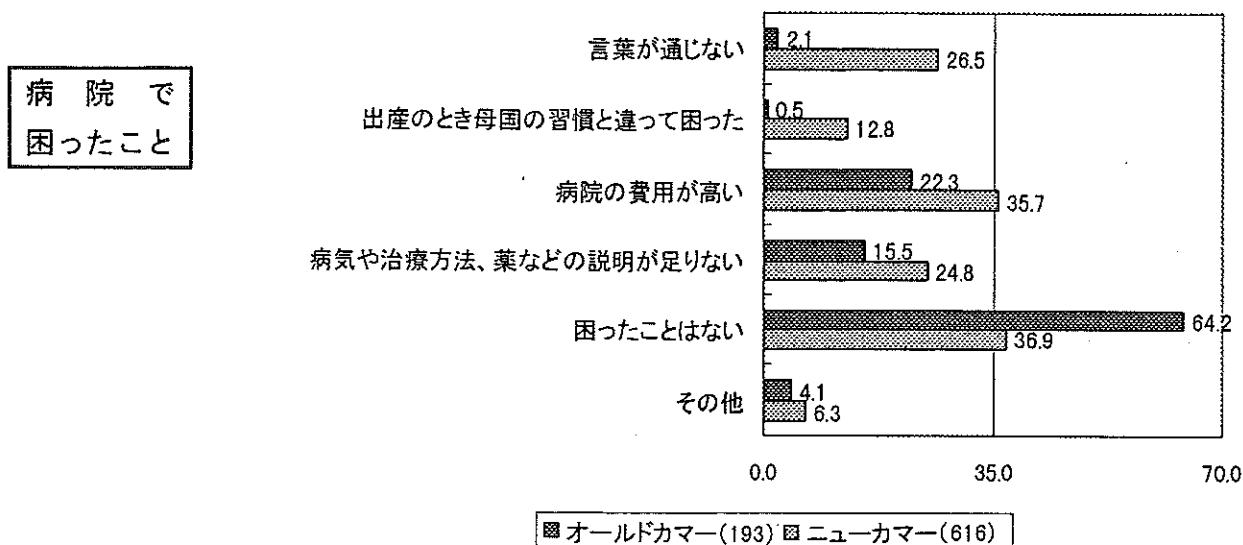
別紙のとおり

## 5 病気やけがについて

- 病院への通院経験については、「行ったことがない」という回答者は、ニューカマーでは19.3%に達している。



- 病院に行ったことがある人だけに、病院で困ったことについて尋ねたところ、ニューカマーでは、「病院の費用が高い」、「言葉が通じない」、「病気や治療方法、薬などの説明が足りない」の回答が多かった。



# 外国籍県民かながわ会議設置要綱

## せっち もくでき (設置目的)

だいじょう がいこくせきんみん けんせいさんか すいしん がいこくせきんみん みずか かん しょもんだい けんとう  
第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する  
ばかくほ い ち いきしゃかい さんかく すす もくでき  
場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的と  
がいこくせきんみん かいぎ いか がいこくせきんみんかいぎ せっち  
して、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

## しょしょうじむ (所掌事務)

だいじょう がいこくせきんみんかいぎ がいこくせきんみん たちは つぎ かか じこう きょう  
第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協  
ぎおこな ちじ ていげん おこな がいこく かん じこう きょうぎおよ てい  
議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提  
げんたいしよう  
言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

## こうせいとう (構成等)

だいじょう がいこくせきんみんかいぎ つぎ がいとう ものなか ちじいしょく いいん  
第3条 外国籍県民会議は、次のいずれにも該当する者の中から、知事が委嘱する委員  
にんない こうせい  
20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
- (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録をしている  
ものかながわけんないひつづねんじょうじゅうしょゆう ものまたかながわけんないひつづ  
者で、神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続  
ねんじょうきんむもざいがくものなんみんにほんこくせきしゅとく  
き1年以上勤務若しくは在学している者。ただし、難民については、日本国籍取得  
しゃふく  
者を含むものとする。

- (3) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。

- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、1期に限り再任されることができる。

い　いん　こ　う　ぼ　せ　ん　に　ん　ほ　う　ぼ　う　べ　つ　さ　だ  
4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

い　い　ん　ち　よ　う　お　よ　ふ　く　い　い　ん　ち　よ　う  
(委員長及び副委員長)

だ　い　じ　よ　う　が　い　こ　く　せ　き　け　ん　み　ん　か　い　ぎ　い　い　ん　ち　よ　う　お　よ　ふ　く　い　い　ん　ち　よ　う　お　い　い　ん　ご　せ　ん　さ　だ  
第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

い　い　ん　ち　よ　う　が　い　こ　く　せ　き　け　ん　み　ん　か　い　ぎ　だ　い　ひ　よ　う　かい　む　そ　う　り  
2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。

ふ　く　い　い　ん　ち　よ　う　い　い　ん　ち　よ　う　ほ　さ　い　い　ん　ち　よ　う　じ　こ　ま　た　い　い　ん　ち　よ　う　か  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき  
し　ょ　く　む　だ　い　り  
は、その職務を代理する。

う　ん　え　い　と　う  
(運営等)

だ　い　じ　よ　う　が　い　こ　く　せ　き　け　ん　み　ん　か　い　ぎ　い　い　ん　ち　よ　う　し　ょ　う　し　ゅ　う  
第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

が　い　こ　く　せ　き　け　ん　み　ん　か　い　ぎ　い　い　ん　じ　し　ゅ　て　き　う　ん　え　い　お　こ　な  
2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。

が　い　こ　く　せ　き　け　ん　み　ん　か　い　ぎ　げ　ん　そ　く　こ　う　か　い　が　い　こ　く　せ　き　け　ん　み　ん　か　い　ぎ　け　つ　て　い  
3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により  
かい　ぎ　ぜ　ん　ぶ　ま　た　い　ち　ぶ　ひ　こ　う　か　い  
、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

い　い　ん　ち　よ　う　ね　ん　か　ん　に　ん　き　ち　ゆ　う　き　よう　ぎ　ち　じ　ほ　う　こ　く　お　よ　てい　げ　ん　お　こ　な  
4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

い　い　ん　せ　き　む  
(委員の責務)

だ　い　じ　よ　う　い　い　ん　か　な　が　わ　け　ん　ない　ざ　い　じ　ゅ　う　ま　た　ざ　い　き　ん　も　ざ　い　が　く　が　い　こ　く　せ　き　け　ん　み　ん  
第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のため  
し　ょ　く　む　す　い　こ　う  
めに職務を遂行する。

い　い　ん　と　く　て　い　く　に　み　ん　ぞ　く　り　え　き　だ　い　ひ　よ　う  
2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。

い　い　ん　し　ょ　く　む　じ　ょ　う　し　え　ひ　み　つ　も　し　ょ　く　し　り　ぞ　あと　ど　う　よ　う  
3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

す　い　し　ん　た　い　せい  
(推進体制)

だ　い　じ　よ　う　ち　じ　だ　い　じ　よ　う　だ　い　こ　う　き　て　い　ほ　う　こ　く　お　よ　てい　げ　ん　う　こ　う　ひ　よ　う  
第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表  
する。

ち　じ　お　よ　た　し　っ　こう　き　か　ん　が　い　こ　く　せ　き　け　ん　み　ん　か　い　ぎ　う　ん　え　い　か　ん　き　ょう　り　よ　く　つ　と  
2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めると  
が　い　こ　く　せ　き　け　ん　み　ん　か　い　ぎ　ほ　う　こ　く　お　よ　てい　げ　ん　か　ぎ　そ　ん　ち　ょ　う  
ともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を  
もと また かんけいしゃ しゅっせき もと せつめいも い けん き ち じ およ  
求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及  
びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。

4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施  
さくか しちょうそん きょうりょく もと れんけい つと ほうこくおよ ていげん し  
策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

### しょむ (庶務)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ しょむ けんみんぶ こくさいか しょり  
第8条 外国籍県民会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

### ほそく (補則)

だい じょう ようこう さだ がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう じ こう べつ  
第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別  
さだ  
に定める。

### ふそく 附 則

ようこう へいせい わん がつついたち し こう  
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

### ふそく 附 則

ようこう へいせい わん がつついたち し こう  
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

がいこくせきけんみん

かいぎうんえいようりょう

# 外国籍県民かながわ会議運営要領

## しゅし (趣旨)

だいじょう ようりょう がいこくせきけんみん かいぎせっち ようこうだい じょうきてい もと がいこくせき  
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍  
けんみん かいぎ いか がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう じこう  
県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営について必要な事項を  
さだ 定める。

## かいさいとう (開催等)

だいじょう がいこくせきけんみんかいぎ かいさいかいすう ねん かいていど  
第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

がいこくせきけんみんかいぎ かいかい へいかい きゅうけいとう いいんちょう せんげん  
2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

## しょうげんご (使用言語)

だいじょう がいこくせきけんみんかいぎ にほんご もち いいん つうやくひとり どうこう  
第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することができる。

## ぼうちょう (傍聴)

だいじょう がいこくせきけんみんかいぎ ぼうちょう もの がいこくせきけんみんかいぎ とうじつ じゅうしょおよし  
第4条 外国籍県民会議を傍聴しようとする者は、外国籍県民会議当日に、住所及び氏  
めい ぼうちょうしゃめいぼ きにゅう 名を傍聴者名簿に記入するものとする。

ぼうちょうにん がいこくせきけんみんかいぎ ぼうがい いいんちょう せいし しじ したが  
2 傍聴人が外国籍県民会議を妨害するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従  
たじょう わないときは、これを退場させることができる。

## ぶかい (部会)

だいじょう がいこくせきけんみんかいぎ ぶかいお  
第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

ぶかい いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか せっち  
2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

ぶかいちょう とうがいぶ かいぞく いいんごせん さだ ぶかいじむ とうかつ ぶ  
3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部  
かいしんぎ けいか およ けっか いいんちょう ほうこく  
会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

けんない とう れんけい  
(県内N G O等との連携)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう おう いっぽん けんみんおよ い いんい がい  
第6条 外国籍県民会議の運営にあたっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の  
がいこくせきけんみん さんか こうちょうかい かいさい はばひろ い けん しゅうやく つと  
外国语県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

がいこくせきけんみんかいぎ うんえい べつ さだ こくさいきょうりょくかいぎ  
2 外国籍県民会議の運営にあたっては、別に定めるN G Oかながわ国際協力会議、か  
こくさいせいさくすいしんこんわかいとう きょうりょく れんけい はか  
ながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

かいしょく もうしで  
(解嘱の申出)

だい じょう いいんちょう い いん つき かくごう がいとう ちじ い いん かいしょく  
第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を  
もう で  
申し出ることができる。

- じこ つごう じしょく いし ひょうめい  
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。
- しんしん こしょう た じゆう しょくむ すいこう た みと  
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- てんきょ てんきんとう がいこくせきけんみん かいぎ せっち ようこうだい じょうだい こうだい ごう よう  
(3) 転居、転勤等により、外国语県民かながわ会議設置要綱第3条第1項第2号の要  
けん がいとう  
件に該当しなくなったとき。
- しょくむじょう ぎ む い はん  
(4) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで  
(補充の申出)

だい じょう い いん けついん しょう ばあい いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか ほじゅう ちじ  
第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国语県民会議に諮って、その補充を知事  
もう で  
に申し出ることができる。

い にん  
(委任)

だい じょう ようりょう さだ ひつよう じ こう いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか  
第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国语県民会議に諮って  
さだ  
定める。

ふ そく  
附 則

ようりょう へいせい ねん がつ にち し こう  
1 この要領は、平成10年1月21日から施行する。

2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回程度」とあるのは、「4回程度」とする。

5 委員名簿

氏名	在住・勤地	性別	国籍	備考
金廣照	横浜市在住	男性	韓国	委員長
アルベルト パラシオス	横浜市在勤	男性	ペルー	副委員長
エリオ デ モラエス エ シルバ フィリオ	藤沢市在住	男性	ブラジル	
金順玉	横浜市在住	女性	韓国	
萩原カンナ	厚木市在住	女性	カンボジア※	
藤岡ニウセイア	川崎市在住	女性	ブラジル	
裏安	横浜市在住	女性	朝鮮	部会長
ホイセス ロッドニー	葉山町在住	男性	アメリカ	
劉得寬	秦野市在住	男性	台湾	
石間 フロルデリサ	大和市在住	女性	フィリピン	
ウイルソン ヘザー	鎌倉市在住	女性	カナダ	
吳圭祥	川崎市在住	男性	朝鮮	
孔琦	横浜市在住	女性	中国	
スワイレン	相模原市在勤	男性	カンボジア※	
曾德深	横浜市在住	男性	中国	
ダンタン ファット	大和市在住	男性	ベトナム※	
常杪	葉山市在住	女性	中国	
マウゴジャータ ホソノ	川崎市在住	女性	ポーランド	副委員長
松本ファン アルベルト	横浜市在住	男性	アルゼンチン	部会長
モハッマド バシリ	横浜市在住	男性	パキスタン	

※元難民の日本国籍取得者は旧国籍を記載

事務局からのお知らせ  
この最終報告に関するご意見をお待ちしております。事務局までご連絡ください。

外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県県民部国際課  
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1番地

電話：045-210-1111 内線3748~50

FAX：045-212-2753 E-MAIL：kokusai@pref.kanagawa.jp

神奈川県の国際政策のホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm>

（「新着情報・お知らせ」で会議の議事録がご覧になれます。）